

皆様のご意見をお寄せください

日野市営火葬場使用条例等の改正(素案)に向けたパブリックコメントを実施します

日野市営火葬場使用条例等の改正について

日野市営火葬場は現在の少子高齢及び多死社会において、地域サービスとして日野市民の一定の火葬需要に対応する役割を求められています。日野市営火葬場の年間火葬可能件数は1500件程度ですが、現在、その枠を日野市住民と日野市外住民で分配している状況になります。また、他地域の火葬場との金額格差によって火葬需要がひっ迫しています。

(令和2年度利用者内訳：市内748人 市外220人、令和3年度：市内832人 市外262人、令和4年度：市内943人 市外250人)

加えて、火葬場は設置から50年以上経過しているため、安定的な運営に要する施設修繕費及び維持費等のコストがかかっています。

年間受入数のバランスを図り、火葬場の安定的運営を行っていくためにも日野市外住民の火葬場使用料金を市外の火葬場と同等程度とする改定が必要であると考え、現行の日野市営火葬場使用条例等を一部改正することとしました。

この度、「日野市営火葬場使用条例等の素案」がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施するものです。

★改正の主なポイント★

市外住民が火葬場を使用する際の使用料を増額します。

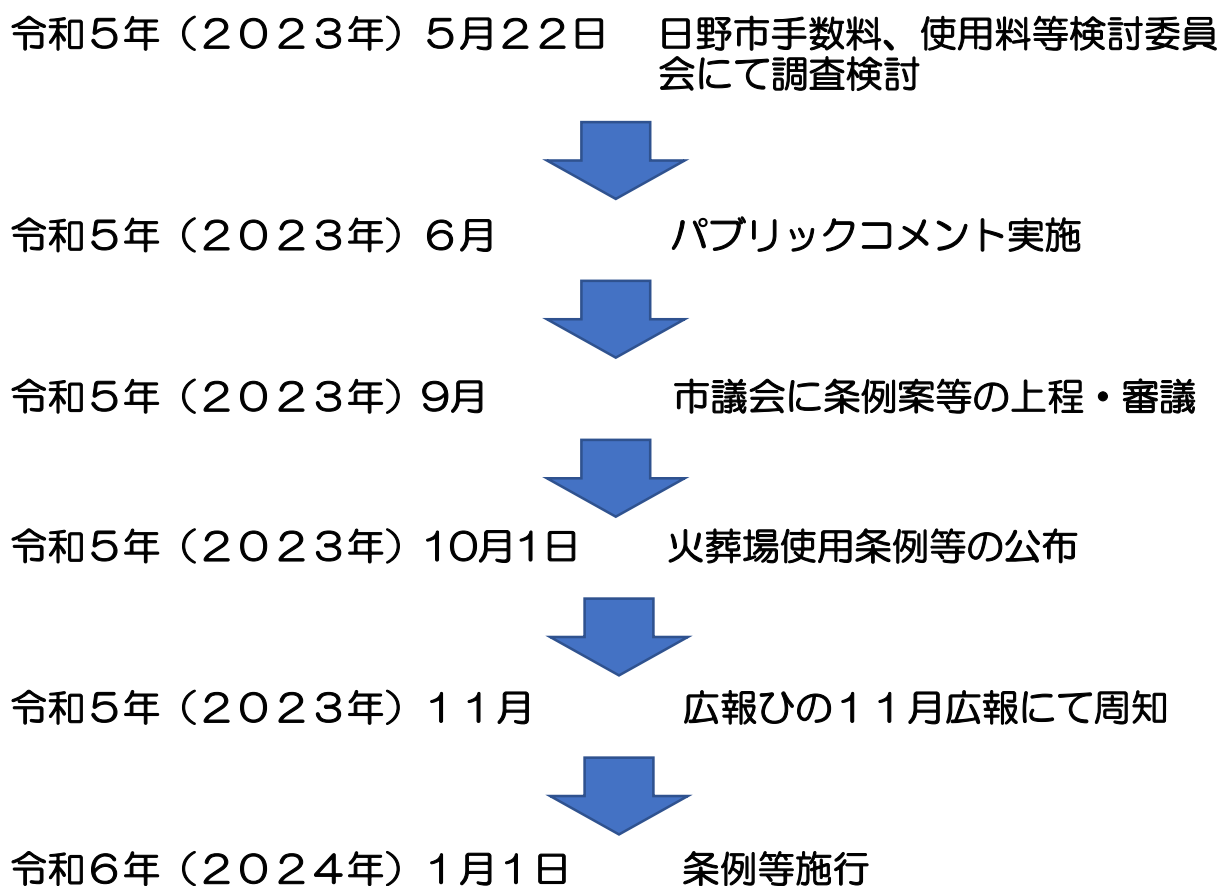
なお、日野市住民の火葬場使用については、
料金はかかりません。

- 1) 日野市外住民が火葬場を使用する際の使用料金を改定します。
⇒3ページ
- 2) 火葬場の使用時間を変更します。
⇒4ページ
- 3) 災害時等の施設使用許可の取り消しについて追記しました。
⇒4ページ
- 4) 条文中の文言を一部変更、別表へ備考を追記しました。
⇒5ページ

日野市営火葬場使用条例（等）とは・・・

「日野市営火葬場使用条例」及び「日野市営火葬場使用条例施行規則」は、市が設置する火葬場の使用について必要な事項を定め、滞りのない火葬を実施し、市内の環境衛生の保全を図ることを目的としています。

今後のスケジュール（予定）について



1) 日野市外住民が火葬場を使用する際の使用料金を改定します。

【背景】

年間の火葬実施件数の内、日野市外住民の火葬件数が多くなってきているため。また、火葬場の長期利用に伴う修繕費、維持費等のコストがかかっているため。

【変更内容】

日野市外住民が火葬場を使用する際の使用料金をページ下部の表のとおり変更。

〈日野市営火葬場使用条例 第5条〉

※なお、日野市住民の火葬料金は引き続き無料。

【効果】

使用料金を他の火葬場と同程度にすることにより、火葬需要のひっ迫が解消され、日野市住民に対する市民サービスの向上が見込まれる。

【日野市営火葬場使用料金変更対照表】

	現行	変更意向額（案）
満10歳以上の者	50,000円	80,000円
満10歳未満の者 （死胎を含む。）	30,000円	50,000円
改葬遺骨	20,000円	30,000円

※手数料、使用料等検討委員会にて使用料金設定の妥当性について検討を依頼しております。委員会からの検討報告を受け、上記案を変更する可能性があります。

2) 火葬場の使用時間を変更します。

【背景】

多死社会における火葬需要の増加に伴い、火葬回数の増加を見込んでいるため。

【変更内容】

火葬場の使用時間を下記の通り変更。
〈日野市営火葬場使用条例 第4条〉

「午前9時から午後5時まで」
→「午前8時30分から午後6時まで」

【効果】

火葬場の使用時間を拡大することにより、1日の火葬可能件数を増加させることが可能となる。それに伴い火葬場使用者の待ち時間を削減させることを見込む。

※火葬回数の増加について実施可能性についての協議を行う。

3) 災害時等の施設使用許可の取り消しについて追記しました。

【背景】

地震や風水害といった災害時、火葬場施設が破損をした場合に使用に耐えない可能性があるため。また、火葬場の長期使用に伴う施設の老朽化が見込まれるため。

【変更内容】

火葬場の使用許可取り消しについて下記文言を追加。

〈日野市営火葬場使用条例 第8条〉

「(3) 災害、その他の事故等により施設の使用ができないとき。」

【効果】

火葬場が火葬執行に耐えない際、使用許可の取り消しについて使用申請者へ通知、連絡を行う。その際、疑義の発生を防ぐことを目的とする。

4) 条文中の文言を一部変更、別表へ備考を追記しました。

【背景】

条文中において一部意味を取り違える可能性のある文言が見受けられたため。

【変更内容】

条文中の文言を下記の通り変更、追記。

〈日野市営火葬場使用条例 第3条〉

「本市の住民でない者が火葬場の使用を願い出たときは…」
→「本市の住民でない者の火葬場使用を願い出たときは…」

〈日野市営火葬場使用条例 別表（第5条関係）〉

「備考 この表中において「本市住民」とは、死亡時において本市に居住（本市の住民基本台帳に記載されていることをいう）している者をいう。「市外」とはそれ以外の者をいう。」
を追記。

〈日野市営火葬場使用条例施行規則 第3条〉

「市外居住者は、使用承認を受ける前に、…」
→「火葬場使用申請者は、本市の住民でない者の火葬場使用承認を受ける前に、…」

【効果】

文言を修正することにより、火葬場使用申請者の疑義の発生を防ぐことを目的とする。

【問い合わせ先】

日野市 環境共生部
環境保全課 保全係（042-514-8298）